

令和2年6月定例会 総務委員会（事前）

令和2年6月10日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時38分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

議事進行上、着座にてよろしくお願い申し上げます。

【提出予定議案等】（説明資料（その2））

- 議案第15号 徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第7号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第10号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

根本警察本部長

私からは現在の治安情勢と本年の主要施策の推進状況について御報告いたします。

第1は、治安の維持、向上に向けた取組の推進であります。

令和元年中の刑法犯認知件数は、ほぼ横ばいの状況で推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症のまん延により様々な社会不安が高まっており、治安への影響も懸念されるところであります。

こうした状況の下、DV事案や児童虐待、女性や子供が被害者となる人身安全関連事案に際しては、認知段階からこども女性相談センター等と連携を図るなど組織的で迅速な対応に努めているところであります。

既に全ての学校が再開されておりますが、通学路における犯罪被害や交通事故防止の観点から、学校等と連携の上、登下校時間帯におけるパトロール活動や不審者に対する職務質問等の警戒活動の強化に努めております。

また、青パト等で活動するボランティア団体への情報提供等も併せて行うこととしており、自主防犯活動の活性化も配慮しているところであります。

昨年中、重要犯罪の検挙率は約106パーセントと全国警察の中で1位となりました。これは、県民の方々の御理解と御協力はもとより、県警察の総合力を発揮して取り組んだ成

果であると認識しております。重要犯罪の発生は県民の体感治安の低下につながるものであり、引き続き、事案認知時には本部と警察署が連携の上、捜査員を集中的に投入するなど早期解決に努めてまいります。

次に、交通関係であります。本年5月末現在、交通事故の発生は800件、去年同期比マイナス20パーセント、死者数については昨日現在マイナス14人と減少しております。

しかし、依然として高齢者の占める割合が高いこと、また、交差点付近での重大事故が多い状況にあり、対策の手を緩めてはならないと認識しております。特に、緊急事態宣言解除後においては、社会経済活動が徐々に再開され、人や車の往来の増加と交通事故の発生が懸念されます。引き続き、関係機関、団体との連携による交通安全教育の推進、また、暴走や飲酒運転等、悪質、危険な違反行為に対する指導取締り、さらに、事故実態や住民のニーズに応じた安全施設の整備等の総合的な対策に努め、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努めてまいります。

第2は、大規模災害、テロ等への対処であります。

昨年、全国各地で台風や集中豪雨等による被害が発生いたしました。特に、台風が相次いで上陸した関東方面では甚大な被害を及ぼしたところであり、災害対策の重要性を再認識いたしました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への備えについても万全を期す必要があります。県警察といたしましては、これまでも初動対応や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練を実施してまいりましたが、引き続き、練度の向上を図り対処能力を高めてまいります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、開催が来年7月に順延されましたが、引き続き、テロ等に利用されるおそれのある物品の販売店や施設等の管理者との連携を図るなど、テロの未然防止に向けた諸対策を推進してまいります。

第3は、組織基盤の強化であります。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除後におきましても、新しい生活様式の定着など、引き続き、感染防止に向けた取組が求められております。県警察では、職員の感染あるいは拡大防止のため、マスクや手袋の着用、飛沫防止シートの設置等の諸対策を進めてまいりましたが、警察業務は不特定多数の方々と接する機会も多く、事件や事故の対応等において、人との接触を避けることや適切な距離を保つことが困難な場面も多くあります。明確な終息時期が見えない中、今後、長期にわたって感染防止の取組を進めていく必要があることから、改めて現場の諸活動を点検するなど更なる感染防止の徹底に努めてまいります。

また、職員が感染した場合はもとより、その職員と接触が認められたほかの職員についても、自宅等での待機を余儀なくされることがあり、その場合、警察活動に大きな支障を及ぼすこととなります。こうした事態に備え、サテライトオフィスの活用やバックアップ体制の確保等、業務の継続に向けた組織運営にも努めてまいります。この春、阿南警察署と那賀警察署の統合をはじめ、阿波吉野川警察署、美馬警察署等の交番、駐在所の再編を行ったほか、県南部、県西部で運転免許更新センターの運用を開始いたしました。

引き続き、事件事故の対応やパトロールの強化など県民のニーズに応じた警察活動に努めてまいります。

以上、主要施策等について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

神谷警務部長

私からは、条例案について御説明します。

お手元の総務委員会説明資料の1ページを御覧ください。

I、提出予定案件の1、その他の議案等にあります（1）条例案、ア、徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について御説明します。

改正の理由は、会計年度任用警察職員がその任用の形態及び手続に応じた方法で服務の宣誓を行うことができるようにするためでございます。

次に、改正の概要ですが、会計年度任用警察職員の服務の宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができることとした上で、説明資料記載の訓令の規定により公募によらず任用された者については、先の任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったものとみなすこととしております。

なお、施行期日は、公布の日としております。

続きまして、2ページを御覧ください。

イ、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明します。

改正の理由は、本県の警察職員について新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を設けるためでございます。

次に、改正の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の患者に係る業務等であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当の特例として一定額を支給することとしております。この特例の支給額につきましては、日額3,000円とし、感染症患者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合にあっては、日額3,000円に代えて、日額4,000円を支給することとしております。

なお、この条例は公布の日から施行しますが、令和2年2月1日に遡って適用することとしております。

以上が条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

高橋警務部理事官

私からは、令和元年度繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

令和元年度予算の繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして予定額の議決を頂いておりましたが、今回、資料に記載のとおり、警察航空隊舎止水板設置に係る経費として警察署整備事業費の820万円の繰越額が確定したものであります。

以上であります。

山本首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が5件、捜査活動に伴う物損事故が1件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の4ページを御覧ください。

交通事故につきまして、1件目は、令和元年12月18日、徳島中央警察署員の運転する公用二輪車が交差点に進入した際、右方から直進してきた相手方車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万9,505円と決定し和解いたしました。

2件目は、令和2年1月27日、牟岐警察署員の運転するパトカーが対向車線へ転回するために後退した際、道路端のフェンスに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を39万2,700円と決定し和解いたしました。

3件目は、令和2年2月2日、阿波吉野川警察署員の運転するパトカーが駐車場で後退した際、相手方の駐車車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を9万1,000円と決定し和解いたしました。

4件目は、令和2年2月28日、三好警察署員の運転する事故処理車が駐車場から道路に右折した際、車両上部が相手方カーポートに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を48万6,200円と決定し和解いたしました。

5件目は、令和2年3月26日、本部少年女性安全対策課員が運転する捜査車両が、転回するために後退した際、路外のポールに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を12万6,830円と決定し和解いたしました。

次に、説明資料の5ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故についてであります。

平成31年4月15日、徳島板野警察署員が押収車両をミニレッカーで移動作業中、車体の一部分を壊した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万5,782円と決定し和解いたしました。

職員による交通事故につきましては、これまで御報告の都度、委員各位から県民の見本となる運転をすること、後退中の事故など少しの注意を払えば防げる事故への対応などの御指摘を受けております。しかし、引き続き同様の事故が発生しているところであり、その現状を重く受け止めているところでもあります。事故原因や背景は様々であります。更なる対策を講じまして防止に努めてまいりたいと考えております。

専決処分の報告は、以上でございます。

浪越委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、去る6月8日開会の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第1号「令和2年度徳島県一般会計補正予算（第2号）」については、本日の委員会で十分審議の上、6月15日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

立川委員

私からは、新型コロナウイルス感染症対策について何点かお伺いしたいと思います。

先ほどもお話がありましたが、この議会への提出予定議案である徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてお伺いします。

これは、新型コロナウイルス感染症患者に係る業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するとのことですが、具体的にどのような業務を支給対象として想定されているのか教えてください。

生原警務課長

今回、特殊勤務手当の特例として支給することとなります感染危険手当につきましては、新型コロナウイルス感染の危険性のある状況の下で、犯罪捜査や看守等の業務に従事した場合に日額として支給するものでございまして、人事委員会規則では三つの支給態様を想定してございます。

一つ目は、犯罪捜査等において新型コロナウイルス感染症患者の身体に接触する業務でございまして、感染の危険性に鑑み、従事時間にかかわらず日額として4,000円を支給することとしております。二つ目は、車両により新型コロナウイルス感染症患者を搬送した場合など感染症患者に接する作業でございまして、この場合、日額3,000円を支給することとしております。ただし、長時間従事した場合は、感染の危険性や精神的な負担等を考慮しまして日額4,000円を支給するものでございます。三つ目は、新型コロナウイルス感染症患者が使用した施設等の消毒作業などに従事した場合、日額3,000円を支給するというものでございます。この場合も、長時間従事した場合は、感染の危険性や精神的な負担を考慮しまして日額4,000円を支給することとしております。

具体的な例といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者からの事情聴取や取調べ、また、感染症患者の看守や護送用務などのほか、感染症患者の検視作業であったり、要請を受け感染症患者を医療機関等へ搬送するような場合、また、感染症患者が利用した警察施設や車両内の消毒作業などを想定してございます。

立川委員

よく分かりました。

次にお聞きしたいのは、冒頭、根本警察本部長からもありましたが、警察業務というのは人との接触を避けることは非常に困難だと十分理解しております。先ほど事例も挙げてもらいましたが、警察職員の方は、常に人との接触がありますので、新型コロナウイルス感染の脅威にさらされているものと私は考えております。そこで、職員自身が感染しないように、あるいは拡大させないように、どのような防止策を指導されているのかについてお伺いします。

田中企画課長

職員の新型コロナウイルス感染防止対策についてでございます。

県警察におきましては、職員に対しましてマスクの着用や手洗い、手指消毒はもとより、事件、事故の捜査などで感染が疑われる者と接触する場合は、感染防護服を着用させ

るなどして職員の感染防止に努めているところでございます。また、警察署や運転免許センターなど警察施設の入り口や窓口等に消毒設備や飛沫防止シートを設置するとともに、来庁者にはマスクの着用と手指消毒を呼び掛けているところでございます。そのほか、職員が感染した場合でありましても、感染が拡大しないように在宅勤務でありますとか、分庁舎を活用した、いわゆるテレワークによりまして職員の勤務場所の分散に努めているところでございます。

こうした取組を継続しまして、引き続き、職員の新型コロナウイルス感染防止、また感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

立川委員

是非、今後徹底してください。

今も出ましたけれども、テレワークのことでお伺いさせてください。

4月16日から、県警察本部と10警察署で在宅でのテレワークを導入したと報道がありました。警察職員のテレワークというのは、私もなじみがなく、イメージが湧きづらいところがございます。一般的なイメージとして、テレワークでは資料を持ち帰ったり、パソコンを使ったりすると思うのですけれども、その辺の資料の持ち出しやインターネット環境につなげることへのセキュリティ対策についてお伺いさせてください。

田中企画課長

テレワークにおきましては、所属長の許可を得まして業務に使用するパソコン、データ、書類等を持ち出すことになるというところでございます。持ち出し用のパソコンにつきましては、たとえ盗難の被害に遭った場合も、パソコン内の情報が漏えいしないように、一般的に行われておりますパスワードの認証に加えまして、専用のキーがなければパソコンが立ち上がらないといった二重のセキュリティ対策を講じた上で、さらに、パソコン内のデータを暗号化しているところでございます。

また、インターネット等を介して情報が漏えいしないようにということで、インターネットへのアクセスや外部記録媒体の利用ができない措置を講じているところでございます。テレワークを行う職員につきましては、業務に必要な情報をパソコンに保存して持ち出すということになりますけれども、その場合、犯人や被害者の氏名など、特に配慮を要する個人情報などが含まれていないものに限定いたしまして、持ち出し時と持ち出し終了時には幹部が必ず確認いたしまして、警察情報の流出防止に努めているところでございます。

県警察におきましては、人の生命、財産、プライバシー等に関する情報を取り扱っておりますので、厳格な情報管理が求められているところでございます。情報漏えいがないように、職員に対する指導を徹底してまいりたいと考えております。

立川委員

テレワークでは、どのような業務を実際にされているのでしょうか。

田中企画課長

テレワークのうち在宅勤務につきましては、行政文書や資料の作成、統計の分析といった業務が中心になってまいります。警察には統合して分庁舎となった施設をサテライトオフィス型ということで整備してございまして、こちらのサテライトオフィス型テレワークにおきましては、捜査書類の作成をはじめ、平素、執務室で行っている業務全般は行えるということとしてございます。

立川委員

これも是非注意して行ってください。

話は変わるんですが、留置場の新型コロナウイルス感染防止対策についてお伺いしたいと思います。

4月に警視庁の渋谷警察署で、被留置者のクラスターが発生した旨の報道がされております。警察は職員だけではなく被留置者への配慮も必要かと思えます。留置場といえば、逃走防止のために密閉空間になっていると思うのですが、そこで一人が感染すると職員も含め一気にクラスターになってしまうという危険性もあります。そこで、留置場内の感染防止策と実際に留置されている方が感染した場合に、どういった対応をとられるのか具体的に教えてください。

生原警務課長

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受けまして、県警察では、留置施設内においても徹底した感染防止対策を行っているところでございます。具体的には、勤務員にマスクの常時着用と定期的な手指消毒の実施、被留置者と接触する場合の手袋の着用を徹底させてございます。また、被留置者に対しましても、毎朝の検温と体調確認、手指消毒、3密を回避するための措置等を徹底しているところでございます。

施設面におきましても、ドアノブなど共用部分の消毒、換気装置や空調設備を用いた換気を行うなど、感染防止対策を徹底しているところでございます。

万一、留置施設内で感染者が発生した場合は、保健関係当局の指示に従いまして、感染者の行動経路の確認や滞在場所の消毒等を実施することとしてございます。入院や隔離措置が必要な場合は、その後の勾留を検討するほか、保健関係当局の指示に従いまして、他の被留置者や勤務員につきましても必要な措置を講ずるなど、感染拡大防止のための措置を講じているところでございます。

立川委員

是非これも徹底してください。

最後に、もう一つだけお伺いします。新型コロナウイルス感染症に乗じた犯罪、他県では休業した店舗を狙った被害、マスクや消毒液などの不足に便乗したインターネット上の詐欺も発生しているところでございます。

そこで、これら新型コロナウイルス感染症に関連した犯罪について県内の情勢や県警察の取組をお教えてください。

日浦生活安全企画課長

立川委員の御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に対する国民の不安の高まりにつけ込んだ犯罪の発生が懸念されているところでございます。

本県におきましても、マスクや消毒液の販売を偽ったサイトで現金をだまし取られた事案や海外の取引先を装ったメールで代金をだまし取られた事案を認知しているほか、特別定額給付金に絡む不審電話の相談を受けております。

県警察では、こうした犯罪から県民を守るため、新たな犯罪手口やその対策について、積極的な情報発信を行い、注意を呼び掛けているところです。また、かねてより立川委員から御要望を頂いている臨時休業中の店舗等への犯罪を抑止するため、制服警察官によるパトロール活動も強化しているところです。さらに、学校再開に伴う子供の安全確保のため、関係機関、団体と連携した見守り活動を推進してまいります。今後も、県民に対する積極的な情報提供や注意喚起を行うとともに、関係機関と連携した警戒活動等を強化いたしまして、各種犯罪の抑止に努めてまいります。

立川委員

新型コロナウイルス感染症はいつ終わるか分からない、また、第2波も予想されています。特に警察の方は、有事の際には本来業務に加えて、治安の悪化にも対応していかなくてはならないという中で、十分な人材確保という観点からも感染防止策を徹底していただきまして、今後も県民の安全安心を守っていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

高井委員

私のほうからも新型コロナウイルス感染症に関連して大きく二つ、運転免許センター、運転免許行政についてと、この間、増えてきているDVや児童虐待事案について、少しお伺いしたいと思います。

まずは、運転免許センターの件です。松茂、阿南、阿波という形で統合して運転免許業務、更新業務をやっていただいております。この度の新型コロナウイルス感染症で、業務を4月中旬から5月上旬まで停止しておりましたが、5月10日から再開をしたと報道等で聞いております。

運転免許センターは密になる可能性も高く、賢明な措置だったと思いますが、当然その間に免許更新の期限を迎える方々に対しては非常に困ったことが起きますので、延長措置をとっていただいているということでございます。ちょうど、今日の報道にも警察庁から対象者の有効期限を少し延ばすというようなことも出ておりましたが、この有効期限延長の概要と、運転免許センターが再開した今、感染予防策としていろんな措置を講じていると思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

喜多交通企画課長

まず、運転免許の更新ができない場合の救済措置についてでございます。

運転免許の更新手続には、運転免許センターまでお越しいただく必要がありますけれども、新型コロナウイルスの感染やそれを理由に更新手続を行えない方に対しましては、有効期限の延長措置を講じております。具体的な手続につきましては、有効期限が切れる前

までに、運転免許センター若しくは警察署の窓口で申請をしていただく方法、あるいは運転免許センターに申請書を郵送していただく方法がありまして、いずれも免許証の裏面に有効期限3か月延長のシールを貼付していただいて、手続を完了させるというものです。

なお、この手続は、新型インフルエンザ等対策措置法の一部を改正する法律が成立しました3月13日から開始しておりまして、現在は、有効期限が9月末日までの方を延長手続の対象としているところであります。

次に、運転免許センターの感染予防対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受けまして、本県では4月19日から更新手続の窓口を停止いたしまして、その後、緊急事態宣言が解除された後の5月10日から松茂、阿南、阿波の各運転免許センターでの更新手続を再開いたしております。業務再開に際しては、警察職員のマスク着用、手指の消毒といった感染予防を徹底するほか、来庁者の方々の感染予防にも配慮いたしております。具体的には、来庁者に対するマスク着用、体調不良時における手続の見送りなどの声掛け、出入口や受付カウンター等にアルコール消毒液を設置しまして、手指の消毒措置の依頼を徹底いたしております。また、いわゆる3密を防止するために、窓口カウンターに飛沫防止シートの設置や、各窓口の床面に受講者間の間隔を保持するための目印のテープの貼付、講習会場は常時換気するとともに、1会場当たりの講習者数を最大収容のおおむね5割に制限するなどの諸対策を講じているところでございます。

高井委員

5割に制限するということですが、滞りのないようにならと適切にやっいていただいているのだらうと思っております。運転免許センターでも高齢運転者の方に直接いろんなアドバイスをしたり、指導したりと丁寧にやっいていただいただけに、密接にゆっくり話ができなくなるというのは非常に難しいところですが、今はやはり新型コロナウイルス感染症対策が一番大事ですので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、運転免許センターが三つに集約されたということもあつて、その代わりに出張型の免許更新業務に取り組んでいただいております。私どものような三好市の人間は、阿波運転免許センターが一番近いと言つても、東祖谷からだと長くて2時間半か3時間近く掛かる方もおいでます。こういう出張型の免許更新業務については、非常に有り難く思つていまして、私の要望にも応えて取り組んでいただいております。しかし、残念ながらこれも4月からスタートとなつていたのが現在休止中ということでござひます。会場が市町村の役場や公共施設を借りているということもあつて、広さであつたり、密度であつたり、また市町村の方針でしばらくは貸出ししないという措置がありましたので、中止も仕方がないと思つてはおりますが、やはり遠方にいる高齢者の方々であつたり、再開を非常に待ち望んでいる声も多くあります。そこで、これから再開に向けて、どういふ体制になつていくのか、いつ頃になるのか、めどが付いていましたらお願ひしたいと思ひます。

喜多交通企画課長

出張型免許更新につきましては、県下3か所の運転免許センターから遠隔地に居住する

方々へのフォローアップといたしまして、違反歴のない優良運転者と既に高齢者講習を受講済みの高齢運転者を対象としまして、本年4月から運用開始しておるところでございます。緊急事態宣言解除後、県下3か所の運転免許センターは再開をしたところでございますけれども、出張更新窓口は講習会場の状況等も踏まえまして、感染予防の観点から、現在も休止させていただいているところでございます。業務再開に際しては、感染症対策に万全を期した上で、更新事務の円滑な運営に配慮をすべきものと認識をいたしております。優良運転者の手続というのは、視力検査等の適性検査及び30分の講習がございまして、一定の時間を要するところでありまして、高齢運転者の方は、視力検査等の適性検査のみと比較的短時間で手続が完了することとなります。そこで、感染予防と更新事務の円滑化に鑑みまして、当分の間、出張更新の対象者を高齢運転者の方に限定させていただいて、7月1日水曜日から再開させたいと考えております。

高井委員

7月1日から、いろいろな措置を講じた上で再開してくださるということで、県西部や県南部地域の皆さんにとっては有り難いことだと思います。随分、試行を重ねて、何回かやっていただいた中で出張型の評判が良かったものですから、7月1日再開ということは有り難く受け止めますし、また、引き続き、対策を講じながら進めていただければと思います。

次に、DVや児童虐待の対応について少し伺いたいと思います。新型コロナウイルス感染症による自粛ということで家にいる方が増えてくる中で、家族関係が密になって家庭内で様々なストレスや暴力等が世界的に増えているというような新聞報道等もございます。新型コロナウイルス感染症のことがなくても、DV被害相談は随分と増えてきている中で、前年同期の1.3倍になっているという報道等も少し前のニュースでございました。そして、児童虐待事案も1割から2割くらいずつ増えているという中で、この間の県警察が把握したDVや児童虐待事案の件数や昨年との比較、そして、可能な限りその内容や特徴について分かるところを教えていただきたいと思います。

日浦生活安全企画課長

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、DVや児童虐待の疑いのある事案の増加や深刻化が懸念されているところでございます。緊急事態宣言発令中であつた4月、5月の統計を見ますと、DV事案が78件で前年同期と比較いたしまして14件の増加、児童虐待の疑いのある事案は92件で前年同期と比較しまして34件の増加という状況にあります。

特に、児童虐待では身体的虐待のほか、夫婦げんかを子供が目撃するなどの心理的虐待の増加が見られます。今後も、あらゆる警察活動を通じまして、端緒情報の把握と事案認知時の迅速、的確な対応に努めますとともに、こども女性相談センター等との関係機関と連携を強化いたしまして、被害者等の安全確保を最優先とした取組を徹底してまいります。

高井委員

やはり増えているということで、今までも危険度判定システムを導入していただいた

り、いろんな形で児童虐待への対応に取り組んでいただいております。また詳細は、未来創生文化部のほうにもお聞きしようと思うのですが、引き続き、通報があった場合などは、丁寧に対応していただけるようお願いしたいと思います。

そして、この度の特別定額給付金いわゆる10万円給付金の件でも様々な課題が生じてきております。DV被害者であっても世帯主に振り込まれるものですから、直接届かないというようなことがあったり、そこまでいかなくても世帯主がもらったものを子供や他の所にくれないといった事例や、少し前の新聞等では、児童養護施設に入っているお子さんは口座を別に持っていて施設長が預かっている方がいるのですが、そこへ親だから10万円をよこせと言ってくる親もいるという報道までありまして、惨たんたる思いというか、何とことだという気分になったこともあります。こういうふうにDV被害者や避難している方に対しては、できるだけ政府のほうも個別に受け取ることができるように、保護命令の写しなど様々な証明できるものがあれば、世帯主でなくても監護者に渡したり、本人の配偶者に渡したりしているようではあります。県警察にもこの点において、様々な相談や対応等をしている部分はあるのでしょうか。もし、対応等していることがあれば教えてくださいたいと思います。

日浦生活安全企画課長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として支給されます特別定額給付金につきましては、原則、住民基本台帳に登録されている世帯分を世帯主がまとめて申請し、給付されるというものです。しかしながら、DVを理由に避難している方で、事情によりまして住民票を移すことができない場合、避難先の市町村に申請を行えば、世帯主でなくとも同伴者の分も含めて受給できる制度があります。こうしたDV被害者の中には、警察にのみ相談している場合もあり、避難先の市町村から警察に対して確認、照会があった場合には、事実確認を徹底した上、速やかに回答を行うなどして円滑な給付手続に協力しているところでございます。

高井委員

警察にのみ相談している方も実際におられます。DVや児童虐待事案は県の未来創生文化部が窓口となるわけですが、警察を頼りに相談してきたりする方も多いので情報共有がとても大事だと思います。引き続き、困っている方に届くように、御協力というか御支援をお願い申し上げて、以上で質問を終わらせていただきます。

山田委員

私のほうからも数点。

新型コロナウイルス感染症のことが、当然、今議会の大きなテーマの一つです。政策創造部から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次分の実施計画が109事業96億4,000万円ということで5月29日に内閣府のほうに提出されて、そのうち49億円余りが本県への交付限度額。その中身を議論するつもりはないのですけれども、本県の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画の中に、県警察が入っていないように思うのですけれども、これは検討されたのかどうかという点をまずお伺いした

い。

高橋警務部理事官

御指摘のとおり、今回の予算については警察関係は計上されておりましたが、関係当局とも協議はいたしました。また、今後、第二次補正予算等々もありますので、それも含めて検討してまいりたいと考えております。

山田委員

県警察でも、これだけいろいろと今も議論があったような取組もありますし、新しい生活様式に対応することも必要だということもありますので、そういうことをしっかりと予算要望し、実施計画を提出していただきたい。また付託委員会等々でも聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと緊急案件として、DVや児童虐待についても先ほど話が出ました。それとはもちろん直接関係はしないのですが、今年度に入ってパワーハラスメントで県警察の巡査部長を処分というふうな見出しで新聞報道もされています。県警察のハラスメント事案は今回だけにとどまらず、過去の総務委員会でも度々指摘されましたけれども、一向に直らないという状況です。改めて、今年度のこのハラスメント事案の概要についてお伺いしたいと思います。

生原警務課長

新聞報道されましたパワーハラスメント事案につきましては、警察署に勤務する30歳代の男性巡査部長が昨年10月から本年1月までの間に、職務に関して部下の男性警察官に対して、あほかと2回叱責したり、帽子の上から平手ではたきなどをしたものでございます。

山田委員

今、事案の概要については聞いたんですけれども、これは去年の6月あるいは2月議会の総務委員会で、うちの達田議員からもこのパワーハラスメントについて質疑をされています。その際に、県警察は、職員の意識改革を図り再発防止に努めるとか、全職員に対する指導教養を繰り返し徹底し再発防止に努めるという答弁をずっと繰り返しやられてきた。改めて答弁を繰り返されてきたけれども、こうした事案が起こっているということについて、どのように認識されているのかお伺いします。

生原警務課長

2月議会でも御説明申し上げましたとおり、パワーハラスメントにつきましては職員の勤務意欲であったり、勤務環境を著しく阻害する行為でございまして、組織としましては防止を図るべきものと認識しております。そのため、職員の意識改革を図るべく、本部幹部職員による各署巡回指導や部外講師による講習会等の開催、また、啓発資料の作成、配付、部内のネットワークへ掲示するなどの取組を進めてきたところでございます。

さらに、パワーハラスメント防止意識の浸透を図るべく、本部や警察署における各種会

議、研修会等のあらゆる機会を通じまして、所属長以下の全職員に対し、繰り返し指導教養を行うなど、ハラスメントの再発防止にも取り組んできたところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、パワーハラスメント事案が続いて発生しているということは、これまでのそれぞれの対策が必ずしも十分ではなかったところもあると真摯に受け止めているところでございます。

今後、指導教養や取組の結果を確認しながら、再発防止に取り組んでまいりたいと考えてございます。

山田委員

そういう答弁がいつも繰り返されているということです。

次に聞きたいのは、過去5年間のハラスメントにより処分した件数が1点。あわせて、今も答弁されましたけれども、特にパワーハラスメントについては、度々発生している。到底、改善されているとは思えないという状況が続いている。やるやると言って、その実効性が全くないと言わざるを得ない。取組の実効性がなかったのではないかと思いますけれども、その点も含めて御答弁ください。

生原警務課長

先ほど御答弁申し上げましたように、パワーハラスメント事案が続いて発生しているということは、これまでの取組や対策が必ずしも十分でなかったと真摯に受け止めているところでございます。その上で、引き続き、幹部をはじめとする全職員に対しまして、各種ハラスメントに対する教養を徹底するとともに、相談窓口の更なる充実を図るなどハラスメントをしない、させない、許さないという職場環境づくりに努めたいと考えてございます。

なお、先ほど山田委員のほうから過去5年間のハラスメントの処分件数について御質問がございました。これにつきましては、平成27年以降のハラスメントによる懲戒処分は、セクシャルハラスメント行為で1件1名あっただけでございます。あとは、監督上の措置としまして、所属長注意等が8件8名でございます。

山田委員

セクシャルハラスメント事件とパワーハラスメント監督事案というふうな報告もありました。これはやはり県警察の人権意識が極めて低いのではないかと。今までずっとそういう状況が続いています。何度も同様の答弁に終始しているというふうに思うんです。

そこで、相談体制や幹部職員を中心とした教養等を行ったということであるけれども、真剣にパワーハラスメントをなくす意識があるのか。こうした職場環境を改善できないのは、ここにいる上級幹部の皆さんの対応に問題があるのではないかと。今後の対応も含めてどういうふうに考えるのか、本部長にも聞いておきたいと思うんです。改めて県警察の中での重要な、また、今の時代の流れの中での人権問題に関わる事案です。繰り返しいろんな努力をされていることは認識しているものの、残念ながら、毎回議会で質問したら同じような答弁です。DVにしても児童虐待にしても取り締まる側のほうで、こういうことがあってはならないというふうに思うのですけれども、ここにいる皆さんも含めて不退転の

決意等をお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

根本警察本部長

ハラスメントの関係でございます。

ただいま生原警務課長が答弁したとおり、ハラスメントは職員の勤務意欲や勤務環境を著しく阻害する許されない行為であり、組織として、こうした行為の防止の徹底を図るべきものと認識しております。

引き続き、幹部職員をはじめ全職員に対して、各種のハラスメントに関する教養を徹底するとともに、相談窓口の更なる充実等による諸対策を推進しまして、ハラスメントをしない、させない、許さないといった職場環境づくりに努めてまいります。

福山委員

私も山田委員に続き、ハラスメントについてお伺いいたします。

昨年度は総務委員会の副委員長の立場として、県警察のハラスメント防止に向けた取組等についてお伺いしましたが、それでも、ハラスメントを発生させてしまったことが残念でなりません。今回のパワーハラスメントは、交番で勤務する上司と部下の間柄で行き過ぎた指導が原因となっているものでございます。私も、学生や社会人として歩んできた中で、様々な後輩や部下の指導に当たってきた経験がありますが、指導方法に正解はなく、人によって合う合わないがあり、非常に悩んだこともあります。特に、ハラスメントは、受ける側の認識によって該当する場合もあり、非常に難しいものがあると考えます。とはいえ、相次いでハラスメントが発生している状況からは、対策が緩いと言えず、組織的に欠陥があると指摘します。ハラスメント事案は、職員が命を落とすような最悪のケースにも発展しかねないことから、ハラスメントの根絶に向かってもっと本腰を入れるべきです。

そこで、ハラスメント防止に向け、厳しく対応すべきと考えます。御答弁を頂きたいと思います。

山本首席監察官

先ほどは山田委員から御指摘を頂きました。また、ただ今は福山委員から、これまでの対策が緩い、機能していない、組織的に欠陥があるから相次いでハラスメントが発生したのではないかと、もっと厳しく対応すべきでないのか、今後どうするのかという御指摘、御質問でございます。

御承知のとおり、パワーハラスメントの防止を事業者に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるパワハラ防止法が6月1日から施行されまして、職場におけるハラスメントの対策強化が義務付けられたところでございます。先ほど来、答弁しておりますが、ハラスメントは職員の勤務環境や勤務意欲を著しく阻害するものであり、組織として防止の徹底を図らなければならないものでございます。警察業務は、緊急突発的な事件、事故、そして災害等に迅速的確に対応する必要がありますとしまして、そこで勤務する職員には、一定の緊張感若しくは職員相互の連携等が求められるところであります。そうした過程におきましては、時として、厳しい指導が行わ

れることも予想されるところであります。しかし、こうした指導と言いましても、その必要性や範囲を逸脱して人格や人間性を否定するもの、若しくはそれが執ように行われるということになれば、ハラスメントとしての責任を負うべきものであります。

これまで県警察におきましては、ハラスメント防止に向けまして諸対策を推進してまいりました。今後は、幹部職員によります指導教養の推進、相談窓口等の充実による組織的な実態把握など各種施策をこれまで以上に充実させるなど、組織の総力を挙げまして全職員の意識改革に向け、取組を徹底してまいりたいと考えております。

また、これまでの事例を顧みますと、行為者自身にその行為がハラスメントであるとの認識が薄かった状況も認められるところでもあります。よって、各所属で改めて日常業務をチェックすることも必要でなかろうかと考えているところでもあります。もし、その中で万が一、ハラスメント行為がなされているという状況があれば、厳しく対応すべきと考えているところでもあります。ハラスメント防止に向け、決意をもってしっかりと各種施策に取り組んでまいる所存でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

福山委員

答弁を聞いて、今後、県警察が厳しい姿勢で臨まれることは分かりました。それが、ここだけのパフォーマンスにならないよう職員への指導をしっかりと徹底してもらいたいと思います。

浪越委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時39分）